おもな学校感染症と出席停止期間		
	病名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経
		過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性
		物製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日
	かぜ)	を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん(3日はしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	おもな症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそ
		れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過
		するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れ
	流行性角結膜炎	がないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
第	その他の感染症	
Ξ	① 条件によっては出席停止が必要と考えられる感染症	
種	溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプ	
	ラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)・急性細気管支炎(RS ウイルス)	
	② 出席停止の必要がないと考えられる感染症	
	アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹(とびひ)	

出席停止期間の考え方

- 「●●した後」とした場合は、<u>「●●」という現象が見られた日の翌日を第 | 日 (I</u> 日目) として算定する。
- ① 「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日(解熱後 | 日目) → 水曜日(解熱後 2 日目)

- → (この間発熱がない場合) → 木曜日から出席可能
- ② 「発症した後5日を経過」は、以下のとおり。

水曜日に発症(インフルエンザであれば発熱など) → 木曜日(発症後 | 日目)

→ 金曜~月曜(発症後 2 日~5 日目) → 火曜から出席可能

参考:公益財団法人 日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」